

債務保証業務運用基準

制 定	平成18年	9月12日	18食流機構第257号
一部変更	平成19年	4月 2日	19食流機構第 71号
一部変更	平成19年	6月29日	19食流機構第169号
一部変更	平成20年	7月30日	20食流機構第204号
一部変更	平成20年	8月22日	20食流機構第264号
一部変更	平成20年	10月21日	20食流機構第304号
一部変更	平成21年	12月 1日	21食流機構第308号
一部変更	平成23年	11月 2日	23食流機構第178号
一部変更	平成26年	11月18日	26食流機構第298号
一部変更	平成27年	8月10日	27食流機構第219号
一部変更	平成28年	7月 1日	28食流機構第228号
一部変更	平成29年	8月 1日	29食流機構第212号
一部変更	平成30年	10月22日	30食流機構第302号
一部変更	令和 元年	7月16日	元食流機構第 48号
一部変更	令和 2年	9月28日	2食流機構第205号
一部変更	令和 4年	9月30日	4食流機構第185号

1. 目的

この運用基準は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第17条第1号の規定に基づき、公益財団法人食品等流通合理化促進機構（以下「機構」という。）が実施する債務保証業務の運用に関する基本的事項を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

2. 債務保証の対象事業

債務保証の対象事業は、公益財団法人食品等流通合理化促進機構債務保証業務規程第4条に規定する認定食品等流通合理化学業、認定食品流通円滑化学業、承認経営革新事業又は認定経営力向上事業、認定総合効率化学業、承認地域経済牽引事業、認定農商工等連携事業、認定生産製造連携事業、認定総合化学業又は認定研究開発・成果利用事業及び認定輸出事業（以下「認定食品等流通合理化学業等」という。）並びに認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う輸出促進業務とする。

3. 債務保証の対象者

債務保証の対象者は、認定食品等流通合理化学業等を実施する者（次に掲げる者にあつては、それぞれ次に掲げる法律の規定に基づく債務保証によることが困難な場合に限る。）とする。

- ①農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第2条第1項に規定する農業者等
- ②独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第13条第2項に規定する林業者等
- ③中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第2条第1項に規定する中小漁業者等

④信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第20条第4項に規定する中小企業者等(次に掲げる法律の規定に基づく認定又は承認を受けたものを除く。)

- ア 中心市街地活性化法第48条
- イ 中小企業等経営強化法第14条又は第17条
- ウ 物流総合効率化法第4条
- エ 地域未来投資促進法第13条
- オ 農商工等連携促進法第4条
- カ 米粉・エサ米法第4条
- キ 六次産業化・地産地消法第5条又は第7条
- ク 輸出促進法第37条

4. 債務保証の条件

債務保証の対象者は、次の条件を満たすものとする(認定農林水産物・食品輸出促進団体を除く。)

①財務諸表が次のいずれかに該当するものであること。

- ア、公認会計士の監査を受けたものであること。
- イ、当該中小企業者等が会社法(平成17年法律第86号)第2条第8号の会計参与設置会社であって、当該財務諸表等が同法374条第1項の規定に基づき作成されたものであること。
- ウ、「中小企業の会計に関する指針」(日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会制定)に基づき作成されたものであって、その旨税理士等により確認されたものであること。

②その債務保証の対象資金が主取引銀行の借入に係るものであること。

5. 保証に係る資金の種類

保証に係る資金は、認定食品等流通合理化事業等の実施に必要な施設設備資金(土地を含む。以下「施設整備資金」という。)並びに認定食品等流通合理化事業等及び輸出促進業務の維持発展に必要な試験研究費、試作費、市場調査費等の運転資金(以下「運転資金」という。)とする。

6. 一被保証者に対する保証限度額

一被保証者に対する保証債務の残高が4億円(認定農林水産物・食品輸出促進団体にあつては8千万円)に達するまで、当該一被保証者に対して保証することができるものとする。

7. 債務保証期間等

①債務保証期間は、次のとおりとする。

- ア、施設整備資金にあつては20年以内。ただし、政府系金融機関の協調融資を受けて実施する施設整備に伴う借入にあつては、当該融資事業の融資期間を超えないものとする。
- イ、運転資金にあつては5年以内(認定農林水産物・食品輸出促進団体にあつては1年)。

②保証する被保証者の借入金の据置期間は、次のとおりとする。

- ア、施設整備資金にあつては3年以内。
- イ、運転資金にあつては1年以内(認定農林水産物・食品輸出促進団体に係るものを除く)。

8. 債務保証料・債務保証料率

- ①債務保証料は、借入の元本に係る保証債務の残額に対して、年0.8%以内の割合（債務保証料率）を乗じて得た額とする。
- ②債務保証料率は、別に定める食品等流通合理化対策債務保証事業審査要領に基づく当該被保証者の財務分析調査結果、契約日の金利水準等を総合的に判断して決定するものとする。

9. 保証人・担保

- ①原則として連帯保証人を徴求するものとする。ただし、株式上場会社については、この限りではない。
- ②必要に応じて、被保証者及び連帯保証人から担保（不動産、有価証券等）を徴求するものとする。

10. 債務保証の範囲（保証割合）

- ①債務保証の割合は、次のとおりとする。
 - ア、次に掲げる者にあつては、借入の元本、利息及び損害金の90%。
 - (ア) 5年以上の経営実績を有する者（5年以上の経営実績を有する親会社及び持株会社の子会社であつて、経営実績が5年未満の者を含む。）
 - (イ) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構又は地方公共団体が直接又は間接に出資している者
 - イ、ア以外の者及び認定農林水産物・食品輸出促進団体にあつては、50%。
- ②損害金は、最終弁済期日（期限の利益喪失の日を含む。）の翌日から起算して60日を超えない期間に係るものとする。ただし、分割弁済期日に約定弁済が行われない場合の当該損害金については、当該分割弁済期日の翌日から起算して120日を超えず、かつ、最終弁済期日の翌日から起算して60日を超えない期間に係るものとする。

11. 債務保証の引受けの審査

①認定食品等流通合理化事業等にかかる審査

債務保証の引受けの審査にあつては、あらかじめ債務保証委託申込者から当該企業（子会社を含む。）の法人概要書、直近3期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告書）及び決算書類が「中小企業の会計に関する指針」に基づき作成された中小企業者等にあつては、税理士等の証明書（「中小企業の会計に関する指針」チェック項目表）、確定申告書（勘定科目明細書付）、認定食品等流通合理化事業等の事業計画書（写）、債務保証委託申込に係る事業計画書及び収支計画書並びに3の①から④に該当する者にあつては、それぞれの債務保証機関が発行する「当該法律の規定に基づく債務保証によることが困難である」旨の証明書を徴するものとする。ただし、当該企業が設立後1年未満である場合は、決算報告書及び確定申告書を徴しないものとする。

②輸出促進業務にかかる審査

債務保証の引受けの審査にあつては、あらかじめ債務保証委託申込者から、当該団体の団体概要書（輸出促進法第43条第4項に規定する「申込書」の事項を網羅するものをいう。）、輸出促進業務に係る業務規程（輸出促進法第43条第5項に規定する「業務規程」をいう。）、直近3期分の決算書（貸借対照表、損益計算書又は正味財産増減計算書、付属明細書、財産目録、事業報告書）、債務保証を希望する輸出促進業務に関する事業計画書及び収支計画書、事業計画書及び収支計画書に係る団体の意思決定機関の決定を証する書類（当該収支計画において団体構成員に対する特別な賦課金の収受が含まれている場合又は輸出促進法第43条

第3項第2号に基づく「拠出金」の収受が含まれている場合には、当該賦課金等の収受についての団体構成員その他の関係者の同意を証する書類を含む。)及び確定申告書を徴するものとする。ただし、設立後1年未満の団体にあつては、決算報告書及び確定申告書を、収益事業を行わない団体にあつては確定申告書を徴しない。

1 2. 審査委員会による審査

債務保証の諾否にあつては、あらかじめ別に定める債務保証事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を徴するものとする。

1 3. 財務状況報告

債務保証期間においては、被保証者（認定農林水産物・食品輸出促進団体を除く。）から毎事業年度終了後に決算報告書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告書）を徴し、当該被保証者の財務状況を審査委員会に報告するものとする。

附 則

この運用基準は、令和4年9月30日から施行する。